

岸和田市貝塚市清掃施設組合会計事務規則

平成 21 年 10 月 1 日

規則第 2 号

岸和田市貝塚市清掃施設組合の会計に関する事務については、岸和田市の規定を準用する。ただし、別に定めがある場合及び管理者が特に認める場合は、この限りでない。

また、出納員については、総務課長及び環境技術課長がその任にあたることとし、会計管理者の命を受けて、その所掌に属する現金の出納及び保管の事務を行う。なお、出納員の領収印の種類、寸法、文字及び使用区分は、別表第 1 のとおりとし、そのひな型は、別表第 2 のとおりとする。

附 則

この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日規則第 1 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 24 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1

省 略

別表第 2

省 略